

令和6年度 重要事項説明書（特定教育・保育施設用）

教育・保育の提供を開始するにあたり、当園より説明すべき事項は次のとおりです。

1. 施設運営主体

事業者の名称	社会福祉法人みつわ福祉会
代表者氏名	理事長 大城昌信
所在地	沖縄県島尻郡南風原町字喜屋武416-2
電話番号	098-889-0767

2. 利用施設

施設の名称	みつわ保育園		
所在地	沖縄県島尻郡南風原町字喜屋武416-2		
電話番号	098-889-0767		
管理者名	園長 大城昌信		
特別保育の実施状況	特別支援保育、延長保育、一時預かり保育		
職員研修	質の向上のため全職員へ実施		
利用定員（年齢別）	0歳児	3号 16名	4歳児 2号 20名
	1歳児	3号 28名	5歳児 2号 16名
	2歳児	3号 28名	合 計 136名
	3歳児	2号 28名	
認可年月日	昭和51年12月 4日		
事業所番号	47-350-51-00011-2		

3. 施設の目的・運営方針

みつわ保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とする。

- 当園は、保育の提供に当たっては、入所する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努める。
- 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行う。
- 当園は、園児の属する家庭や地域及び様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努める。

4. 施設・設備等の概要

敷地	全体	660.11m ²		
	建物	構造	鉄筋コンクリート造2階建	
		延べ面積	728.85m ²	
施設の内容	乳児室	1室	保育室	5室
	ほふく室	1室	幼児用トイレ	4室
	調理室	1室	事務室（医務室）	1室
	調乳室	1室		
設備の種類	冷暖房、身障者トイレ			
その他	駐車場 1,160.00m ² 園庭 660.00m ²			

5. 職員体制 令和6年4月1日現在

職名	人数	職名	人数
園長	1人	副園長	1人
主任保育士	1人	副主任保育士	3人
保育士	27人	事務員	0人
栄養士	1人	調理員	3人
児童処遇改善職員	1人	保育補助員	3人

6. 保育を提供する日

開園日	月曜日から土曜日
開園時間	午前7時から午後6時
休園日	日曜日、祝祭日、慰霊の日、12月29日から1月3日
その他	3月30日～3月31日 新年度準備のための家庭保育協力願い

*警報発令時の対応について
別紙（入園のしおり）

*感染症流行時の対応について
別紙（入園のしおり）

7. 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

保育標準時間認定	保育時間	午前7時から午後6時
	延長保育時間	午後6時から午後7時
保育短時間認定	保育時間	午前8時から午後4時
	延長保育時間	午前7時から午前8時、午後4時から午後7時

*上記保育時間以外の時間帯においてやむを得ない理由により保育が必要な場合は、延長保育を提供します。延長保育の利用にあたっては、お支払いいただく通常の保育料のほか、別途利用者負担が必要となります。（別表1参照）

8. 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚労告141）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 特別支援保育

心身に障害がある、または発育発達に遅れがある子どもの保育を行っています。

通常保育よりも保育士の数を増やして、より手をかけた保育を行うことで、子どもの発達を促し、基本的な生活習慣や社会性を育みます。

(3) 一時預かり

①緊急的保育：保護者の疾病等により緊急又は一時的に保育を必要とする児童（月15日を限度）

②私的理由による保育：保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担を軽減するため保育を必要とする児童（週1日程度）

(4) 子育て広場

地域で子育てをしている保護者や子ども達が楽しく過ごせるように施設や園庭開放や交流保育、発達、育児相談、子育てについての情報提供等を行っています。

9. 食事の提供方法等について

(1) 食事の提供方法

自園調理

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

行事等に併せてお弁当の持参をお願いする日があります。

献立は毎月献立表でお知らせします。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	8時00分頃	10時頃 (離乳食)	14時頃 (離乳食)	1歳になったら幼児食へ移行する
1歳児	8時00分頃	10時30分頃	14時30分頃	
2歳児		11時頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時30分頃	15時頃	
5歳児		11時30分頃	15時頃	

(3) アレルギー対応状況

アレルギー、その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、あらかじめご相談ください。

その際は、医師による診断書の提出が必要で、除去食及び代替食にて対応しています。

食物アレルギー対応マニュアルあり。

(4) その他衛生管理等

集団給食施設届出及び営業届を南部保健所へ提出しています。

大量調理施設マニュアル基準及びHACCP（ハサップ）の考え方を取り入れた衛生管理基準の作成を行います。

日々の健康管理、確認及び検便検査の実施（毎月1回）による調理従事職員の健康管理を徹底しています。調理室の清掃及び整理整頓を実施し、衛生管理区分の維持管理を徹底しています。

※HACCPと各工程の計画と記録で衛生管理の見える化をすること

(5) 食中毒及び感染症等の発生により、業務停止を命ぜられた期間は家庭より弁当持参となります。

10. 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

南風原町が定める利用者負担額をお支払いただきます。

保育料の納入は口座振替をご利用ください。

ただし、納付書による納入も可能です。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等（実費負担）

上記に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については別途お知らせします。

(3) 給食の提供に要する実費に係る利用者負担金等

別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については口座振替をご利用ください。現金での支払いも可能です。

11. 利用の開始について

南風原町の利用調整に基づいて、入所決定された支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

12. 利用の終了について

以下の場合には保育の提供を終了します。

(1) 児童の保護者が児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(2) 町外に転出するとき

- (3) 長期欠席するとき
- (4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

13. 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	わんぱくクリニック
医院長名又は医師名	呉屋 良信
所在地	南風原町字津嘉山490番地 2F
電話	098-888-1234

(2) 歯科

医療機関の名称	トムこども歯科クリニック
医院長名又は医師名	比嘉 良邦
所在地	南風原町字兼城710-1
電話	098-882-6480

14. 緊急時の対応方法

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

15. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応します。		
避難訓練	火災を想定した避難訓練を月1回実施・地震を想定した避難訓練を年2回実施		
防災設備	自動火災報知機	誘導灯	消火器
	ガス漏れ報知器	非常警報装置	放送設備
避難場所	第1避難場所：チャレンジ広場 第2避難場所：第2園庭		

16. 虐待の防止のための措置に関する事項

入所する子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置、その他必要な体制の整備を行うと共に、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じています。

17. 賠償責任保険の加入

当園では以下の保険に加入しています。

保険会社	東京海上日動火災保険株式会社
保険の種類	賠償責任保険
保険金額	1名・1事故につき 10億円

18. 保育内容に関する相談・要望・苦情

受付担当者	主任保育士 八幡直人		
受付責任者	園長 大城 昌信		
利用時間	午前9時～午後5時		
連絡先	電 話 098-889-0767 FAX 098-889-0769		
第三者委員	上原綾子	大城久江	
受付方法	面接・電話・文書等の方法で相談・苦情を受け付けます。		

19. 個人情報の保護に関する基本方針

当園では個人情報保護に関する基本方針として、保育所保育指針第6章1項(6)プライバシーの保護及び秘密保持の内容を掲げています。児童福祉法第18条の22で、「保育士は正当な理由なく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。保育士でなくなった後においても同様とする。」と厳しく定め、第61条の2で違反した場合の罰則も定めている。

私たち保育者は、日常から個人情報に接する機会が多いことを自覚し、その保護に対する意識を高め、取り扱いについては常に慎重にするよう意識しています。なお、児童虐待を発見した場合には、子ども家庭課、児童相談所に通告しなければならない義務があり、個人情報保護に優先します。

別 表

1. 延長保育に係る利用者負担

短時間認定の方が、利用時間（8時間）を超えて利用する場合、延長保育となり、別途延長保育料が発生します。

- (1) 11時間の開所時間を超える延長保育（※従前どおり）
延長利用1時間あたり300円（月契約 3,000円）
- (2) 11時間の開所時間内における延長保育（保育短時間の基本利用時間（8時間）を超えての延長保育）
延長利用1時間あたり300円

2. 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
園外保育に係る費用	お泊まり保育施設利用料・食費等	2,000～5,000円

3. 給食の提供に要する実費に係る利用者負担金等

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
給食に係る費用	3歳以上児の給食・おやつ代	6,000円/月

重要事項説明書についての同意書

令和 年 月 日

当園における保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

施設名 みつわ保育園
説明者 園長 大城 昌信

私は、本書面に基づいてみつわ保育園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

保護者住所

保護者氏名

⑩

児童との続柄

児童名

児童名

児童名

児童名

児童名